

中小企業資金借換円滑化制度期間延長のご案内

本市では、新型コロナウイルス感染症や原油等の高騰の影響を受ける中小企業の資金繰りを支援するため、借換条件を緩和する制度の期間を延長します。

<制度概要>

借換元資金	金沢市中小企業融資制度の全ての資金
借換後資金	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業振興特別資金・ 中小企業振興特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）・ 中小企業振興特別資金（原油・原材料価格高騰対策分）・ 中小企業振興特別資金（物価高騰緊急対策分）・ 緊急経営安定特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）・ 緊急経営安定特別資金（原油価格高騰対策分）・ 金沢の茶屋文化継承資金
運用	<p>→旧債の融資残高が、当初融資額の1/2以下</p> <p>→新規融資額が、借換融資額（借換と新規融資の合計額）の2割以上</p> <p>※上記条件の撤廃を継続</p> <p>→借換前の（旧債）資金において、既に金沢市中小企業信用保証料助成を受けている場合は、借換後の資金では助成対象外。</p> <p>※上記条件を撤廃</p>
措置期間	令和6年3月31日融資実行分まで
担保・保証人	取扱金融機関の定めによる
申込先	取扱金融機関の窓口
取扱金融機関	商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

<お問い合わせ>

金沢市経済局 産業政策課

T E L : 076-220-2204

E-mail : sansei@city.kanazawa.lg.jp